

## 官庁営繕事業における電子納品関連資料の主なポイント

### 1. 電子納品関連資料の構成の見直し

電子納品を円滑に行うため、直轄事業のうち官庁営繕事業に関するものについては、電子納品関連資料として「営繕工事電子納品要領（案）（平成14年11月改訂版）」「建築設計業務等電子納品要領（案）（平成14年11月改訂版）」「建築CAD図面作成要領（案）（平成14年11月改訂版）」「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）（平成14年11月改訂版）」によりその運用を行ってきました。

このたび、電子納品の運用を改善、また効率化するため、これら電子納品関連資料の内容を見直し、「営繕工事電子納品要領（平成24年版）」「建築設計業務等電子納品要領（平成24年版）」「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】（平成24年版）」「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】（平成24年版）」の制定を行いました。

電子納品運用ガイドラインは、【営繕工事編】と【営繕業務編】に分けて営繕工事電子納品要領と建築設計業務等電子納品要領のそれぞれに対応したものとしました。

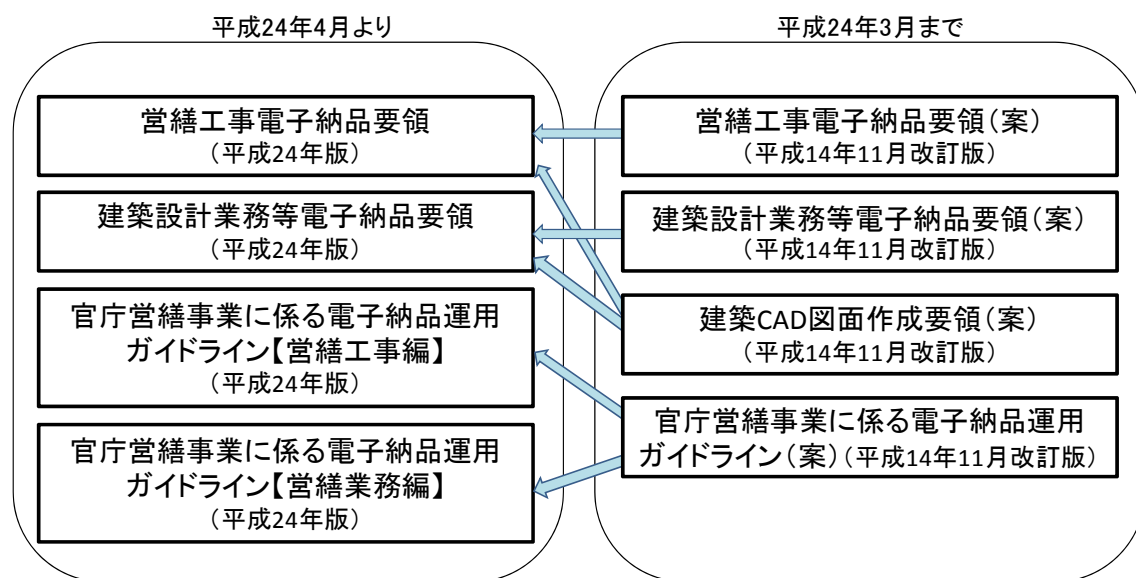


図 官庁営繕事業における電子納品関連資料

## 2. 電子納品運用ガイドラインの充実

電子納品運用ガイドラインは作業の流れに沿った構成とし、各作業段階に行う協議、確認、検査などにおいて発注者と受注者が留意すべき事項を記載して充実しました。

## 3. 電子納品の対象とする書類の考え方の整理

電子納品の対象とする書類の考え方を整理し、次のア) 又はイ) のいずれかに該当するものとししました。

ア) 次フェーズ以降で電子データを利活用するもの

イ) 効率化が図られると判断したもの

この考え方に照らして、原則として電子納品の対象とする書類を見直しました。

営繕工事においては、原則として「完成図」は電子納品の対象とし、紙による成果品も併せて納品することとししました。

建築設計業務等においては、原則として設計業務の「設計図」及び「積算数量算出書のうち積算数量調書」、敷地調査業務の「測量図」、「建物等調査図」及び「土質柱状図」は電子納品の対象とし、紙による成果品も併せて納品することとししました。

## 4. 電子納品の対象とする書類の設計図書等への記載

発注に際しては、電子納品の対象とする書類について、設計図書等に記載することとししました。契約後に、設計図書等に記載されていない書類を電子納品の対象にするには、事前協議時に監督職員等と受注者で電子納品の対象とする書類の考え方に基づき協議することとししました。

## 5. 格納する電子データファイルがないフォルダの扱い

格納する電子データファイルがないフォルダは作成しなくてもよいこととししました。空のフォルダをなくすことで、電子データファイルの有無をわかりやすくしました。